

社会福祉法人さわらび会を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、社会福祉法人さわらび会を、平成28年4月27日付けで認定しました。



徳島労働局会議室で認定通知書交付式を行いました



飯野労働局長（右）から認定通知書の交付を受ける
社会福祉法人さわらび会 川内統轄施設長（左）



次世代認定マーク「くるみん」



左から佐藤室長、社会福祉法人さわらび会
川内統轄施設長、飯野労働局長

社会福祉法人 さわらび会の取組の概要

1. 行動計画の期間 平成25年11月1日～平成28年3月31日までの2年5か月間
2. 行動計画の目標
 - ① 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報を提供する。
 - ② 子育て支援の観点から始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度を導入する。
 - ③ 「メモリアル休暇(結婚記念日、本人・配偶者・子女の誕生日)」制度を導入し、年休の取得促進を図る。
3. 取組結果(上記2「行動計画の目標」について)
 - ① 平成28年3月、育児休業中の職員に職業能力の開発等のための情報を送付した。
 - ② 平成28年1月、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための時差出勤制度を導入した。
 - ③ 平成26年4月、メモリアル休暇制度を導入し、計画期間前より年休の取得率がアップした。
4. その他の先進的取組
 - ① 子の看護休暇制度について、給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしたものとみなしている。
 - ② 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、定期昇給、退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。